



2018年第3回定例会(2018年9月14日)

藤井克彦議員(相模原市南区選出)

代表質問と答弁

*一問一答形式に編集

(文責:日本共産党神奈川県議団)

藤井議員:日本共産党県議団を代表して、代表質問をおこないます。

はじめに、この9月、台風21号と北海道胆振東部地震で亡くなられた方々にお悔やみを申し上げ、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。それでは質問に入ります。

【1】 県営住宅と中長期の県政運営

(1) 県営住宅について

(ア) 空き家が増えている原因と対策について

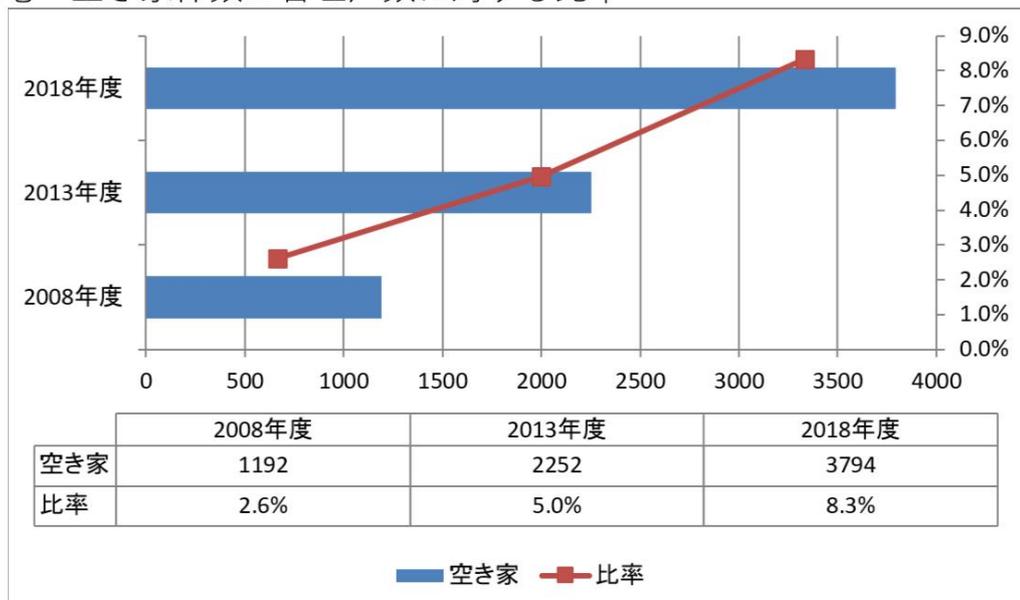
藤井議員:第一の質問は、県営住宅と中長期の県政運営についてです。

県営住宅については、まず、空き家が増えている原因と対策について、うかがいます。

【資料1 揭示】

県営住宅 空き家件数と管理戸数に対する比率

県土整備局提供資料をもとに作成



藤井議員:県営住宅は、2016年度の定期募集の応募倍率が6.2倍、高齢者単身向けは13.4倍と、倍率の高い応募がある一方で、空き家が増えている状況があります。歴史的に見ると、10年前、2008年度は空き家は1,192戸で、管理戸数4万5千戸余りに対して2.6%でした

が、5年前の2013年度は空き家2,252戸で管理戸数の5（5.0）%になり、今年度2018年度は空き家3,794戸と4000戸に迫る多さで、管理戸数の8.3%にもなっています。

【資料2 掲示】

車いす単身者向け県営住宅

建築当時（1973年）のバリアフリーの基準には適合していたが、
当選者は「これでは生活できない！！」と辞退せざるを得なかった。



4畳半和室への
出入口の段差が40cm



風呂場に段差が40cm



トイレにウォシュレット
を付けられない

当事者からのお話と現地視察をもとに作成

藤井議員：また、ある県営団地の車いす単身者向け住宅に応募して当選した人が、入居前に現地を見に行ったら、「これでは生活できない！」と辞退したことがありますが、このように、当選したのに入居を辞退する割合が昨年度は4割を超えたことも問題であり、このことも空き家が増える原因と関連があると考えられます。

空き家が増えた分、募集を増やすという意識が担当部門に希薄で、募集戸数を増やさなかったからなのか。

募集を増やすには空き部屋のリフォーム予算が必要だが、予算が足りなかったため、募集を増やせなかったのか。

4階5階に空きが多いがエレベーターがないので募集しても応募がないのか。

入居時に浴槽を持ち込み退去時には撤去しなければならないなど住宅のタイプが古いことや老朽化が原因で、募集しても入居がなく、同じ部屋が長く空き家で埋まらない状況が広がっているのか。

空き家が増え続けている原因をしっかりと分析し対策を講じていくことが必要です。

そこで、知事にうかがいます。空き家が増え続けている原因について、応募当選者の辞退が増えていることも併せて、どう分析し対策をどのように講じていこうとしているのか、うかがいます。

黒岩知事：藤井議員のご質問に順次お答えします。県営住宅と中長期の県政運営について何点かお尋ねがありました。

まず県営住宅についてです。はじめに、空き家が増えている原因と対策についてです。これまで空き家については、厳しい財政状況の中でも、一定の修繕費を確保し、入居者募集を実施してきましたが、当選者の辞退率が上がってきています。これはアンケート調査によりますと、ご自身の都合のほか県営住宅の老朽化などへの不満が主な原因であります。このようなことが毎年積み重なって空き家が増加していると分析しています。このため、平成 29 年度から空き家修繕の予算を増額して募集戸数を増やすとともに、先着順で入居できる常時募集などによって入居者の増加に努めています。空き家の解消に向けては抜本的な老朽化対策が必要です。現在検討を進めている新しい計画の中で建て替えの在り方などについて整理し、県営住宅が今後も住宅セーフティネットの役割を果たせるよう取り組んでまいります。

(イ) 建替えと個別改善について

藤井議員：次に、建替えと個別改善についてうかがいます。

現行の県営住宅ストック総合活用計画では、「建設後概ね 50 年経過している団地」として 12 団地 2534 戸を「建て替えるべきもの」と位置づけていましたが、なかなか進んでいないという印象を受けています。

また、昭和 40 年代の耐火構造の建物、建設後 40 年以上経過した建物については建替えとは位置づけられず、台所・トイレ・浴室など水回りの改善を「個別改善」としておこなうべきものとされました。このやり方では、エレベーターがないという問題は残されることになります。

そこで、知事にうかがいます。県営住宅ストック総合活用計画で位置づけた建替と個別改善はどれくらい進んでいるのか、進捗状況をうかがうとともに、その状況をどう評価しているのか、今後どのように進めていくのか、うかがいます。

黒岩知事：次に建て替えと個別改善についてです。まず建て替えについては計画に位置付けた 2534 戸に対し、これまでの実績は 634 戸で約 25%の進捗です。また、個別改善については計画に位置付けた 16502 戸に対し、これまでの実績は 2100 戸で約 13%の進捗です。現在までの事業進捗からすると、計画の達成は厳しい状況と考えており、民間活力の活用など事業の推進方策について見直しを進めています。今後の事業の進め方や推進方策については、今年度中に策定を予定しています新しい県営住宅ストック総合活用計画の中で明らかにしてまいります。

(ウ) 財政面の裏付けのある年次計画について

藤井議員：次に、財政面の裏付けのある年次計画について、うかがいます。

建替えにせよ個別改善にせよ、実施には一定規模の予算が必要です。しかし現在の「県営住

宅ストック総合活用計画」においては、財政面の裏付けのある年次計画がありません。それで計画と言えるのか、と疑問に思います。

そこで、知事にうかがいます。現在の「県営住宅ストック総合活用計画」に財政面の裏付けのある年次計画がないのはなぜなのか、理由をうかがいます。

そして現在「県営住宅ストック総合活用計画」の見直しを検討していますが、今後の建替えについては、財政面の裏付けのある年次計画を策定すべきと考えますが、見解をうかがいます。

黒岩知事：次に、財政面の裏付けのある年次計画についてです。現在の計画は県営住宅の建設後おおむね 50 年経過し建て替えの必要な団地の戸数などを位置付けたものであります。また各年度の事業費については、その都度建て替えや修繕の箇所ごとの優先度、入居者の状況などを見極めて必要な予算をしっかりと措置することにしていきます。現在検討を進めています新しい計画につきましては、計画事業量を予定通り進めることができるよう民間活力を活用した事業手法を取り入れるなどして、より実効性の高い計画となるよう努めてまいります。

《再質問》

藤井議員：ご答弁を受けて再質問を 2 点、したいと思います。まず県営住宅について。計画、建て替えなどが遅れているというご答弁でしたが、その遅れた原因として財政面の裏付けのある年次計画を持たなかったこと、厳しく言えば、実質的には計画がなかったに等しい、ということだと思います。なぜ財政面の裏付けのある年次計画を持たなかったのか、理由について答弁ではよくわかりませんでしたけれども、県民の財産であり、住宅セーフティネットの中核である県営住宅を、適切に更新せずに実質的には放置するような形で県民利用に支障を来してしまっていることについては、神奈川県政の責任は重大だと思えます。

そこで再質問の一つは、これまでの県営住宅の建て替えなどの遅れについての責任を認めて、そのことに正面から向き合い、今後の建て替えは、従来の延長ではなく数倍も促進する立場で県政の力を大きくここに投入して予算も職員体制も拡大して取り組むべきと考えます。民間活力の導入についてはいろいろ問題があるということもすでに言われておりますので、あらためて認識と見解を伺います。

《再質問への答弁》

黒岩知事：それでは再質問にお答えいたします。まず、県営住宅の件でありますけれども、これまで遅れを認めて出直せというようなお話でありました。しかし先ほども申し上げましたように、ストック総合活用計画に限らずどの事業においても、厳しい財政状況の中で優先度などを見極めることは極めて重要であります。県営住宅も箇所ごとの状況を見極めたうえで、必要な予算はしっかりと措置はこれまでしてきましたし、これからもしっかりとしていきたい、そのように考えております。

《要望》

藤井議員： 県営住宅について、空き家の増え方や、当選者の入居辞退の多さは異常事態ともいふべき深刻な状況です。空き家が増えている原因と対策、入居の募集の在り方、情報提供の仕方など様々な角度からきめ細かく対策を講じて、県営住宅の県民利用を少しでも増やして、空き家を減らしていくことが大切です。しかし根底に、建て替えの遅れがあることは明白です。これから建て替えに正面から向き合わないといけません。個別改善では、バリアフリーになりません。気になるのは、県営住宅ストック総合活用計画の見直し検討の中で、これまで建て替えが遅れた分、これから建て替えが集中してしまうので、建て替えの考え方を「建設後 50 年」でなく「建設後 70 年」にして建て替えを平準化する、という考え方が出されていることです。その方向は空き家が増える状況をさらに深刻にし、県民の貴重な財産である県営住宅を県民の利用に供さない、県民サービスをおろそかにすることになるのであれば問題だと思えます。これまで財政面の裏付けのある年次計画を持たなかったことを深く反省して、そのことがつくり出した空き家の深刻な状況を解決するために、県政の力、予算づけも職員体制も、大きくここに投入して取り組むべきだと思います。

(エ) 入居の承継について

藤井議員： 次に、県営住宅の入居の承継についてうかがいます。

県営住宅の入居者が死亡し又は退去した場合に、同居していた親族が引き続き当該県営住宅に居住を希望する入居の承継については、条例・規則等により、「配偶者」「60 歳以上の高齢者」「心身障害者」「月額 8 万円以下の低額所得者」の 4 つのケースについて認めています。

一方、60 歳未満で生活保護を利用している人については、認めていません。しかし、その方々は、たとえば、障害者手帳こそ持っていないが、複数の重い病気を抱えて、複数の医療機関に通わなければならないなど、深刻な事情を抱えており、だからこそ 60 歳未満で生活保護を利用しているのです。住宅扶助が引っ越し費用に充当されるといっても、引っ越しや住環境が変わることによる身体的精神的負担は大きく、「このままこれまでの部屋に住ませてほしい」と切実な声が寄せられています。

県内の市営住宅のなかには、入居の承継の要件に、60 歳未満であっても生活保護利用者を含めているものもあります。

そこで、知事にうかがいます。県営住宅に同居していた親族で 60 歳未満であっても生活保護利用者については、入居の承継を認めるよう、対象を拡大すべきと考えますが、知事の見解をうかがいます。

黒岩知事： 次に入居の承継についてです。県営住宅の入居は公募が原則ですが、入居名簿人が死亡したり退去した場合には、例外として同居している配偶者等に名義を引き継ぐことができます。現在、入居希望者との公平性の観点からどこまでを公募の例外とすべきか、

様々な意見がある中で検討を進めていますが、生活保護受給者の扱いも含めて検討していきます。

(2) 中長期の県政運営における県債管理政策について

藤井議員：次に、中長期の県政運営における県債管理政策について、うかがいます。

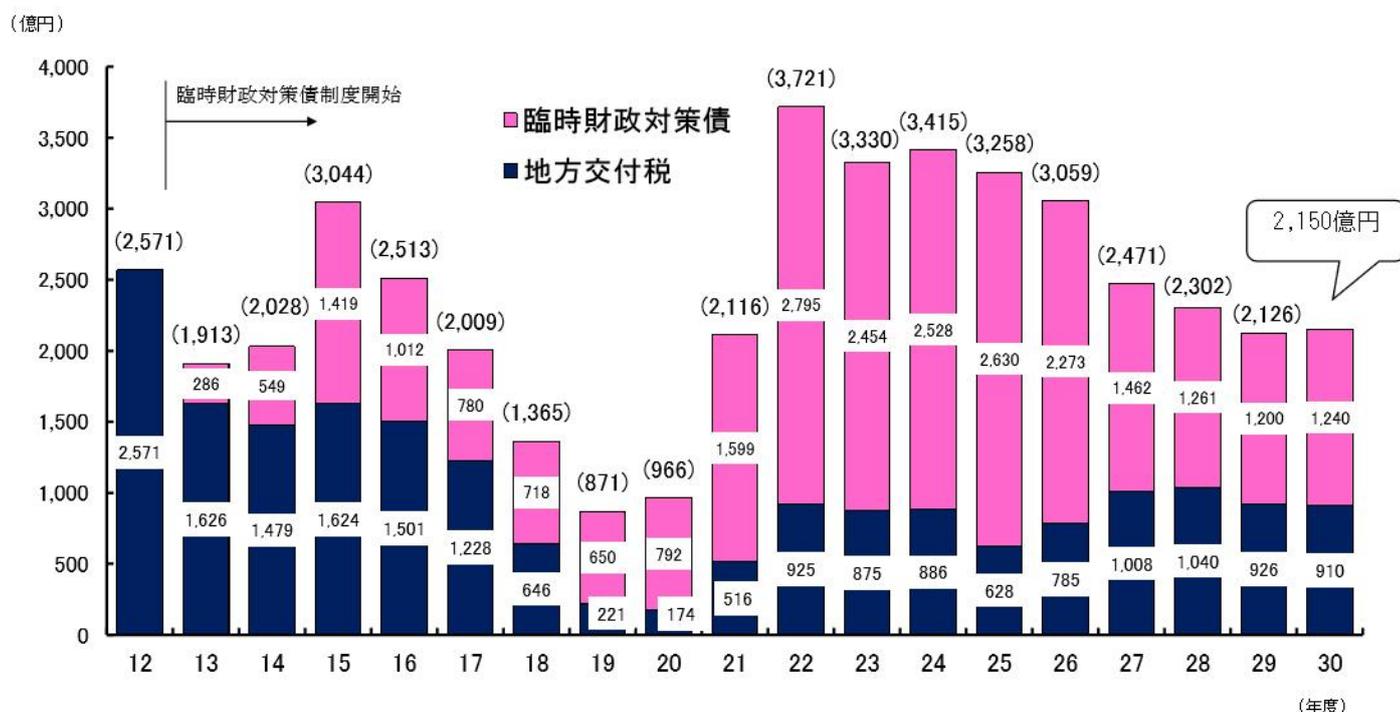
県は、資金調達のための借り入れ、県債について、残高を減らし、その償還や利子の支払い、公債費を減らすことを、県債管理目標として掲げています。

財政運営上、県債発行は節度を持って計画的におこなわれなければならないことは当然です。

【資料3 揭示】

地方交付税及び臨時財政対策債の推移

平成30年度当初予算案記者発表資料
「平成30年度当初予算案の概要」から



ただ、近年は、地方交付税交付金を国が自治体に全額交付せず、一部を、臨時財政対策債を発行して自治体が借り入れて、その元金と利子の償還金を国が後で地方交付税として措置する、という制度が導入され、いわば、国の政策によって自治体が借金を強いられる、という状況が続いています。

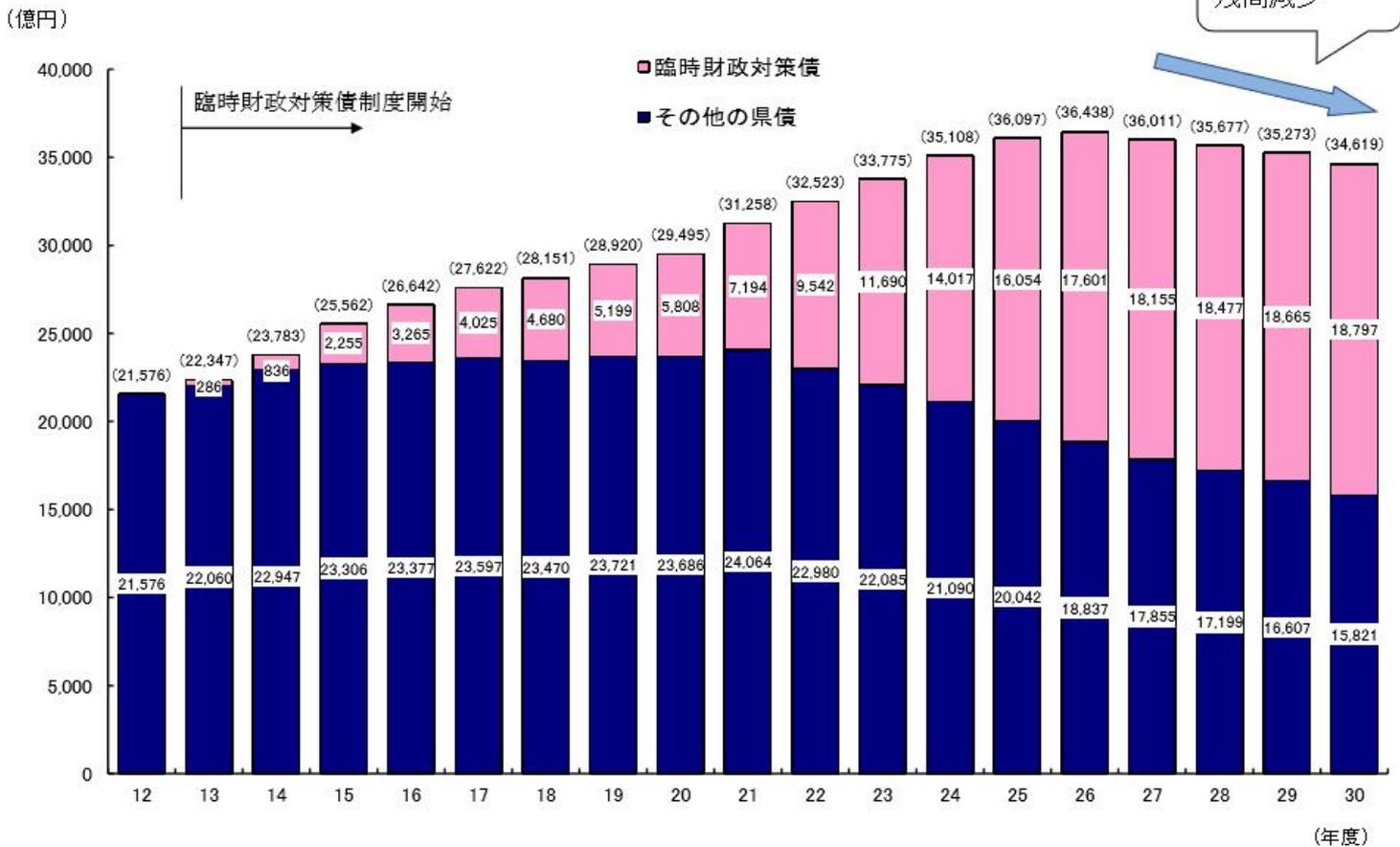
この臨時財政対策債という仕組みは、「臨時」と言いながら、既に18年間続いています。このような臨時財政対策債は廃止し、全額を地方交付税交付金として交付することを国に強く求めるものです。

【資料4 揭示】

県債年度末現在高の推移

平成30年度当初予算案記者発表資料
「平成30年度当初予算案の概要」から

4年連続
残高減少

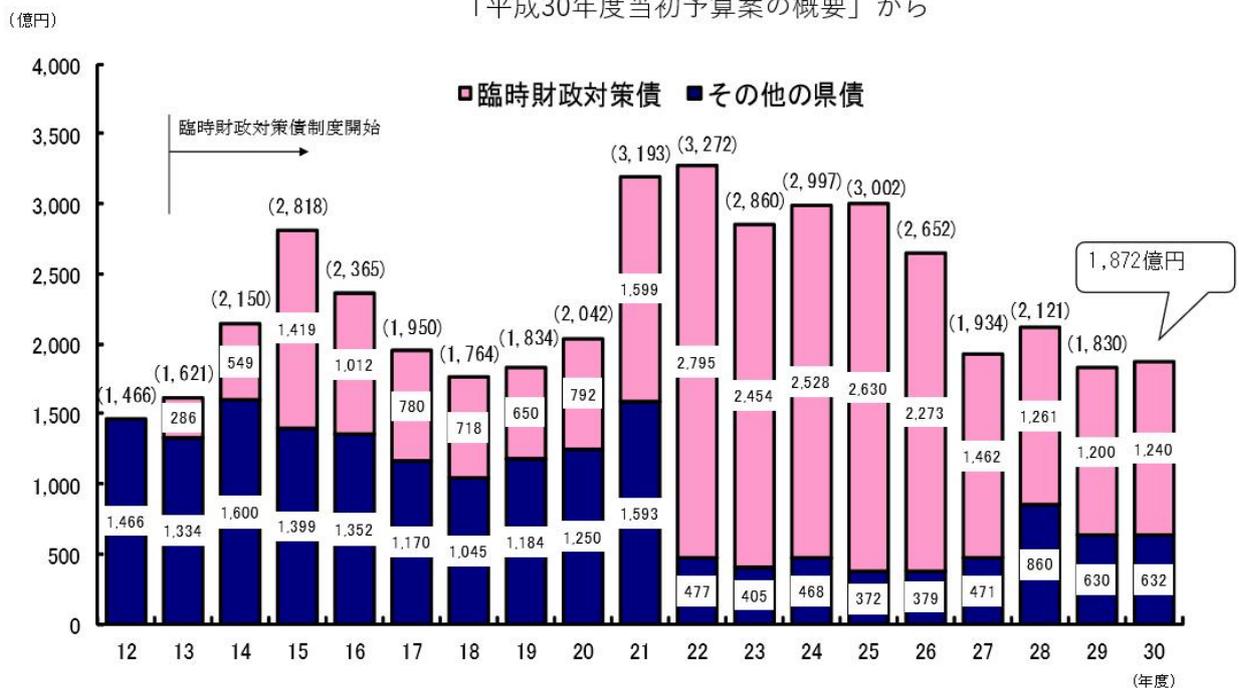


県債年度末残高の推移をみると、臨時財政対策債が制度化される前の2000年度は通常の県債のみの2兆1500億円余りでしたが、2017年度の最終予算では県債年度末残高総額3兆5200億円余りで、そのうち通常の県債は1兆6600億円余りと、臨時財政対策債の残高より少なくなっています。2000年度末と比べると、県債残高総額は増えているのに、通常の県債残高は77.0%、8割弱にと減少しています。

【資料5 揭示】

県債新規発行額の推移

平成30年度当初予算案記者発表資料
「平成30年度当初予算案の概要」から



そして一般会計における県債新規発行額でみると、通常の県債の新規発行額は、2000年度は1400億円余りで、2009年度までは1000億円～1500億円の発行額で推移していましたが、2010年度から2015年度までの発行額は各年度500億円未満で推移し、2018年度が600億円余りという状況です。

国によって臨時財政対策債の発行を事実上強制され、その割合がかなり大きな比率を占めるなかで県債の新規発行や残高を減らそうとすれば、必然的に、通常の県債の発行が著しく抑制されるということです。

そのことは、県民生活にも影響を及ぼしているのではないのでしょうか。たとえば、県営住宅の建て替えや河川改修など、長期間にわたり計画的に進めていく建設事業は、県債が財源に充てられますが、県債の発行を抑制することで、それらの事業を滞らせているのではないかと危惧するところです。

そこで、知事にうかがいます。臨時財政対策債の廃止を国に強く求めるとともに、廃止されるまでの間、県債管理政策においては、臨時財政対策債とその他の県債とを区別した目標を立てて進めていく考えはないか、中長期の県政運営のなかで、県営住宅の建て替えや河川改修の促進など、県民生活のために必要な建設事業を進めるために、県債管理政策を見直す考えはないか、うかがいます。

以上です。

黒岩知事：次に、中長期の県政運営における県債管理政策についてです。臨時財政対策債の廃止については、これまでも全国知事会などを通じて、また本県単独でも国に要請を行っており、今後もあらゆる機会をとらえて粘り強く要請を続けていきます。また臨時財政対策債もその他の県債も借金であることに変わりはなく、後年度の公債費負担が過度に大きくならないように管理していく必要があります。したがって県債管理目標については今後も臨時財政対策債とその他県債を区別せず、一元的に管理する必要があると考えています。また、事業推進のための県債管理政策の見直しについてですが、道路や河川、県営住宅、教育施設など県民生活に不可欠な社会資本の整備は税制状況が厳しい中であっても、必要な事業にはしっかりと予算措置をし、財源として県債を起債限度額いっぱいまで充当しています。このように、県債管理目標の設定が社会資本整備の進捗を妨げているとは考えていません。したがって県債管理政策を見直す必要はないと考えております。答弁は以上です。

《再質問》

藤井議員：もう一つは、中長期の県政運営における県債管理政策についてです。県債管理目標の持ち方については見直さず、今後も一元的に管理していくとの答弁でした。それでは伺いますが、県営住宅の建て替えや河川改修などの事業計画について、現在の数倍にもなる積極的な中長期計画を立てて、それに財源として県債発行が伴い、ある程度の量の県債発行が見込まれる場合に、県債管理目標との関係で県債発行額が、あるいは見込まれる残高という

点から事業計画にブレーキがかかるということはないのか。確認の意味で伺います。
以上です。

《再質問への答弁》

黒岩知事：それから、計画数値がこの数倍にもなるような場合に計画にブレーキをかけていくことはないのかと、こういったご質問でありました。計画を、数値が、その数倍にも何倍にもなるという風なお話がありましたけれども、計画を立てる場合にはその事業の規模が適正か否かしっかりと精査しておりますので、そのようなことはない、という風に考えております。

答弁は以上です。

《要望》

藤井議員：中長期の県政運営における県債管理政策についてですが、財政の健全化判断比率の一つである「実質公債費比率」においては、算出基礎の数値に臨時財政対策債の分は含まれておりません。これは、実質的な借金の負担をあらわすには、そうすることが適切だということ。それならば、県債残高や県債発行額の抑制目標についても、同様に臨時財政対策債の分は数値から除外するのが筋ではないかと考えます。以上です。

【2】 県民本位の県政にむけた諸課題

(1) 特別支援学校における課題について

(ア) 児童生徒の増加への対応について

藤井議員：第二の質問は、県民本位の県政にむけた諸課題についてです。

はじめに、特別支援学校における課題について、4点、うかがいます。

まず、児童生徒の増加への対応についてです。

【資料6 掲示】

トイレにユニバーサルシートを設置

ユニバーサルシートが 設置されているトイレ (参考)



これからユニバーサルシートを 設置するために工事中のトイレ (洗面台を撤去したところ)



現地視察をもとに作成

県内のある特別支援学校では、開校当初は肢体不自由児の教室は1階に配置されていましたが、子どもの数が増えて2階にも配置せざるを得ない状況になり、それにもなってトイレにユニバーサルシートを設置する改修が行われていますが、災害時の避難など、スロープがない学校は教職員が児童生徒をおぶって下におりるしかないなど、心配です。別の学校でも、部屋が足りなくなって「児童生徒の気持ちを落ち着かせるためのクールダウンの部屋をクラスの教室に充てている。」などの実態もあると聞いています。

そこで教育長にうかがいます。児童生徒の増加により教室が不足する事態にどのように対応しているのでしょうか。そして、当初の想定を超えて肢体不自由児が2階の教室を使わざるを得ない状況が生じていることについて、どう考えているか、うかがいます。抜本的解決のためには、特別支援学校を増設する計画を策定し着実に実施していくことが重要であると考えますが、見解をうかがいます。

桐谷教育長：教育関係についてお答えします。まず、児童生徒の増加への対応についてです。県立特別支援学校に入学する児童生徒が増加し、普通教室が不足した場合は多目的室等の特別教室を普通教室へ転用して対応しています。また、今年度相模原中央支援学校で在籍生徒数の増加に対応して新たに2階の教室を肢体不自由、教育部門の高等部で使用しています。当該校は他の肢体不自由教育部門を設置している学校と同様に大型エレベーターを設けており、トイレなどの施設もバリアフリー化しています。現時点で学習活動に支障が生じていないと受け止めています。今後とも生徒数の増減に対応した施設の利用や改修などの必要な措置を講じていきたいと考えています。今後の特別支援学校の整備については、この8月に設置しました神奈川県特別支援教育の在り方に関する検討会の場において検討してまいります。

(イ) 医療的ケアを必要とする児童生徒への看護師配置について

藤井議員：次に、医療的ケアを必要とする児童生徒への看護師配置についてです。

医療的ケアを必要とする児童生徒の数が増えており、必要とされた看護師の配置も追いつかない状況があると聞いています。たとえば校外学習に看護師が行けない場合に、保護者に医療的ケアは要請するが、保護者が都合がつかず同行できない場合には、その児童生徒は校外学習に参加できないことになってしまうのです。

そこで教育長にうかがいます。医療的ケアを必要とする児童生徒の数やケア件数はどのように増えているか、そして看護師はどのような目安で配置されていて、その目安に照らして十分なのか、また教員定数を使わないかたちでの看護師配置が望ましいと考えますが、その点、どう考え、どう取り組んでいくのか、うかがいます。

桐谷教育長：次に医療的ケアを必要とする児童生徒への看護師配置についてです。平成30年度に県立特別支援学校において医療的ケアが必要な児童生徒は237人在籍しており、医療的ケアを開始した平成15年度の51人から大幅に増加しています。また、医療的ケアの

延べ件数も 60 件から 688 件に増加しています。次に看護師の配置についてですが、各学校の医療的ケアを必要とする児童生徒数やケア数、重症度を数値化しこれを目安として看護師の数を決定しています。また、現時点においては対象児童生徒数の増加や医療的ケアの高度化等に対応し、看護師の拡充を検討することが必要と考えています。なお常勤の看護師の学校への配置については学校教育法等の法令に規定がないことから、看護師に特別免許証を授与し、教員として配置しています。この点については国に対して、看護師の配置基準を設けるよう要望しております。

(ウ) 医療的ケアを必要とする児童生徒の校外学習への保護者同行について

藤井議員：次に、医療的ケアを必要とする児童生徒の校外学習への保護者同行についてです。

ある学校では校外学習に看護師が確保できず、保護者が学校の要請を受けて食事時の医療的ケアのために校外学習に同行する場合に、学校として児童生徒が乗車するバスへの保護者の同乗について「学校の授業は保護者が一緒にいることを想定していない」との理由で拒否をしているということを知りました。保護者は、自分の車か公共交通機関で現地に行くことを求められるそうです。しかし学校から保護者に協力を要請しているのですから、この対応は、改めるべきと考えます。

そこで教育長にうかがいます。校外学習に看護師が確保できず、学校の要請により保護者が食事時の医療的ケアのために校外学習に同行する場合に、保護者の移動手段・方法について教育委員会としてはどのように考えているのか、うかがいます。

桐谷教育長：次に医療的ケアを必要とする児童生徒の校外学習への保護者同行についてです。県立の特別支援学校では、医療的ケアの必要な児童生徒が校外学習や遠足等に参加する場合は、原則として看護師が同行し対応を行っています。また、校外学習等を実施する際、その時の校内事情により看護師が同行できない場合には、特別支援教育課に配置している看護師を学校に派遣しています。しかし各学校での実施時期が重なりこうした看護師の派遣ができない場合には、保護者が同行し対象児童生徒の医療的ケアを行っていただくよう依頼しています。そうした際には保護者のご意向もありますが、スクールバスに同乗していただくのが基本と考えています。

(エ) 防災用非常食の備蓄について

藤井議員：次に、防災用非常食の備蓄についてです。

【資料7 掲示】

食事に配慮が必要な 児童生徒の 防災用非常食の備蓄

大きなポリボックスいっぱいの3日分。

費用は保護者負担。水まで？

学期末に保護者がいったん持ち帰り、

賞味期限等を確認して、

新学期に持ち込む。



当事者からのお話と協力をもとに作成

医療的ケアを必要とする児童生徒は、食事にも様々な配慮が必要となります。学校では、災害時に備えて3日分の食料を防災食として備蓄するというなかで、食事に配慮が必要な子どもの分は、保護者に提供を求めているということです。しかし、賞味期限の確認のために大きなポリボックスいっぱいの荷物を学期の初めと終わりに持ち運ぶなど、労力という点でも、また経済的にも、その負担はなかなか大変なものです。「おかゆなどの主食や水くらい学校で用意してくれないのか」との声が寄せられています。

そこで教育長にうかがいます。食事に配慮が必要な児童生徒のための防災用非常食の備蓄について、できるかぎり学校で確保し、保護者負担の軽減をはかるべきと考えますが、教育委員会の見解をうかがいます。

桐谷教育長：次に防災用非常食の備蓄についてです。県立の特別支援学校においては、発災時に避難所に移動できない児童生徒もいることから、学校内で安全に過ごすことができるよう三日間で9食分の備蓄食料及び飲料水を用意しています。そうした中、たとえば嚥下障害等から乾パン等の固形物の摂取が困難であるといった児童生徒については、水分を多く含むレトルト流動食やベビーフード等を常備するなど、障害の状態に応じ各学校において対応しています。なお、これらの備蓄食料のほかに医療的ケアを必要とする児童生徒が医師から指示された栄養剤や医薬品等を摂取している場合には、体調管理などの点からこれらを学校へお持ちいただくよう保護者をお願いしています。また、たとえばチョコレートな

どの嗜好品も同様に保護者から学校がお預かりしている場合もあります。今後とも保護者のご理解ご協力をいただきながら県立特別支援学校の児童生徒の障害の状態に配慮して食料の備蓄に努めてまいります。

以上でございます。

《再質問》

藤井議員：ご答弁を受けまして教育長に再質問をいたします。特別支援学校における課題の防災用非常食の備蓄についてですが、普段給食でなく個々に食事を用意している児童生徒の防災用非常食の備蓄については、おかゆなどの主食や水など共通性のあるものは学校で用意し、保護者の負担で用意する必要はない、という理解で良いか、確認したいことが1点。そして、もしそうであるなら、そのことは保護者に周知されているのか、確認したいことが2点目です。

以上です。

《再質問への答弁》

桐谷教育長：藤井議員の再質問にお答えをいたします。障がいの状態により給食を食べない児童生徒の分についても飲料水やおかゆなどの一般的な主食、これにつきましては各学校で用意をしております。それから、こうした点につきましては各学校において入学時の説明会あるいはPTAの会議の場、そうした場を通しまして保護者にお伝えをしております。今後ともこうしたご説明等につきましては丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

《要望》

藤井議員：特別支援学校における課題について、医療的ケアを必要とする児童生徒校外学習への保護者同行や、防災用非常食の備蓄については、答弁で示されました教育委員会の見解と異なる対応が学校現場であったならば、是正されるように適切に対応していただきたくお願いします。

以上です。

(2) 私立高等学校等生徒学費補助金の拡充について

藤井議員：次に、私立高等学校等生徒学費補助金の拡充について、うかがいます。

【資料8 揭示】

私学助成・学費補助金の拡充 通う私立高校が県内か県外かの比較

平均授業料二十九万円を補助したときの県単独補助をシミュレーションした
国が「高等学校等就学支援金」を拡充し年収590万円未満世帯を実質無償化（全国

年収の目安	県内の私立高校に通う生徒への授業料と入学金補助（国と県）				県外の私立高校に通う生徒への授業料補助	
	A：国 高等学校等 就学支援金	B：県 授業料補助	C：A+B AとBとの 合計額	D：県 入学金 補助	A：国 高等学校等 就学支援金	
約250万円未満	297,000円	135,000円	432,000円	100,000円	297,000円	
約350万円未満	237,600円	194,400円		100,000円	237,600円	
約590万円未満	178,200円	253,800円	193,200円	100,000円	178,200円	
約750万円未満	118,800円	74,400円		100,000円	118,800円	
約910万円未満	118,800円	対象外	118,800円	対象外	118,800円	

↓ ↓ ↓

年収の目安	県内の私立高校に通う生徒への授業料と入学金補助（国と県）				県外の私立高校に通う生徒への授業料補助	
	A：国 高等学校等 就学支援金	B：県 授業料補助	C：A+B AとBとの 合計額	D：県 入学金 補助	A：国 高等学校等 就学支援金	
約250万円未満	390,000円	42,000円	432,000円	100,000円	390,000円	
約350万円未満		42,000円		100,000円		
約590万円未満	118,800円	42,000円	193,200円	100,000円	118,800円	
約750万円未満		74,400円		100,000円		
約910万円未満	118,800円	対象外	118,800円	対象外	118,800円	

本年度から、私立高等学校等生徒学費補助金が拡充されました。国の就学支援金と合わせて神奈川県内私学の平均授業料 43 万 2000 円をカバーできる金額を補助する、つまり実質無償化する対象が、年収 250 万円未満世帯から年収 590 万円未満世帯へと拡充されました。

しかし、県外の私立高校に通う生徒はこの学費補助金は対象から外されてきたという状況については、変わりませんでした。

学費補助の制度趣旨は、教育の機会均等、教育費の負担軽減、県民が高校生活をつうじて学び成長することを支援する、ということではないでしょうか。県民税を神奈川県に納めている県民にとって、子どもが通う学校が県内か県外かによって、補助の有無しが分かれるというのは、不公平との思いを抱くことは当然だと思います。

今回の県の補助制度拡充は、国に先駆けた取り組みとされています。国は 2020 年度までに、「高等学校等就学支援金」を拡充し年収 590 万円未満世帯を実質無償化するとしています。ただ、国の実質無償化は、全国の平均授業料 39 万円にたいしてであるので、県の補助制度の対象外とされている神奈川県民の高校生には、年収 590 万円未満世帯でも 39 万円までの補助にとどまり、神奈川県内私学の平均授業料 43 万 2000 円との比較では、4 万 2000 円の自己負担が残ることになります。そのほか、年収 750 万円未満世帯への学費補助 7 万 4400 円、入学金補助 10 万円が、県外の私立高校に通う生徒には支給されていない補

助金となります。

一方で、国が「高等学校等就学支援金」をそのように拡充すると、その分、県の財源が約 25 億円浮くことになる想定されています。その分を財源に、県外の私立高校に通う生徒に補助対象を拡大することは考えられないのでしょうか。

知事はこの間、議会での質問にたいして、「県外私立高校通学者に対する支援については、将来の研究課題」と答弁してきました。

そこで知事にうかがいます。県の学費補助金の補助対象を県外の私立高校に通う生徒に拡大することについて、2019 年度におこなう考えはないか、そして近い将来である 2020 年度に、国が「高等学校等就学支援金」を年収 590 万円未満世帯までに拡充した時におこなう考えはないか、またそのために必要な予算額はどれくらいと試算できるか、うかがいます。

黒岩知事：県民本位の県政にむけた諸課題について何点かお尋ねがありました。まず私立高等学校等生徒学費補助金の拡充についてです。県では今年度国に先駆けて県内の私立高校等に通う生徒を対象に学費補助金を充実し、年収約 590 万円未満の世帯について授業料の実質無償化を実現しました。県外通学者への補助については、まずは神奈川の子どもたちが神奈川で学べてよかったと思える環境づくりと、県内私学の振興に努めることが基本と考えていますが、国の就学支援金の拡充や他自治体の動向を見ながら将来の検討課題に、研究課題にしたいと考えています。また補助対象を県外通学者に拡大した場合に必要な県の財政負担額については、補助対象者を約 8000 人と仮定した現行制度での試算額は約 18 億円ですが、国が就学支援金を拡充し実質無償化した場合は約 7 億円となります。

(3) 差額ベッド料について

藤井議員：次に、差額ベッド料についてうかがいます。

市立病院がない相模原市では、「差額ベッドの部屋しか空いていない」と病院から言われて 1 日あたり数万円もの差額ベッド料の支払いに同意しなければ入院治療を受けられない事態がひんぱんに生じていました。

入院治療が必要だが保険内の負担ですむ大部屋がいっぱい入れず、患者が希望していないのに差額ベッドの部屋に入らざるを得ない場合に、医療機関が差額ベッド料を請求できるかどうかについては、従来、グレーゾーンとなっていて、医療機関によって対応が分かれていました。このような場合に差額ベッド料を請求されるのは、患者が希望していないのだからおかしい、と私たちは抗議し改善を求めてきたところです。

厚生労働省通知 保医発0305第6号 平成30年3月5日

(8) 患者に特別療養環境室に係る特別の料金を求めてはならない場合

としては、具体的には以下の例が挙げられること。なお、③に掲げる「実質的に患者の選択によらない場合」に該当するか否かは、患者又は保険医療機関から事情を聴取した上で、適宜判断すること。

- ① 同意書による同意の確認を行っていない場合（当該同意書が、室料の記載がない、患者側の署名がない等内容が不十分である場合を含む。）
- ② 患者本人の「治療上の必要」により特別療養環境室へ入院させる場合

（例）

- ・ 救急患者、術後患者等であって、病状が重篤なため安静を必要とする者、又は常時監視を要し、適時適切な看護及び介助を必要とする者
- ・ 免疫力が低下し、感染症に罹患するおそれのある患者
- ・ 集中治療の実施、著しい身体的・精神的苦痛を緩和する必要がある終末期の患者
- ・ 後天性免疫不全症候群の病原体に感染している患者（患者が通常の個室よりも特別の設備の整った個室への入室を特に希望した場合を除く。）
- ・ クロイツフェルト・ヤコブ病の患者（患者が通常の個室よりも特別の設備の整った個室への入室を特に希望した場合を除く。）

③病棟管理の必要性等から特別療養環境室に入院させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合

（例）

- ・ MRSA等に感染している患者であって、主治医等が他の入院患者の院内感染を防止するため、実質的に患者の選択によらず入院させたと認められる者の場合

・ 特別療養環境室以外の病室の病床が満床であるため、特別療養環境室に入院させた患者の場合

なお、「治療上の必要」に該当しなくなった場合等上記②又は③に該当しなくなったときは、(6)及び(7)に示した趣旨に従い、患者の意に反して特別療養環境室への入院が続けられることがないよう改めて同意書により患者の意思を確認する等、その取扱いに十分に配慮すること。

そうしたなかで厚生労働省はこの3月、2018年度の診療報酬改定のなかで、「大部屋がいっぱい」という理由で差額ベッド料を請求できないことを初めて明確化しました。これを受けて県としても、医療機関にその内容を説明したと聞いています。

しかし、この4月以降も、大部屋がいっぱいだから、ということで患者が希望したわけではないのに差額ベッド料を支払わされた、という声が少なからず寄せられています。県の医療相談窓口にも、そのような相談が4月以降に寄せられていることが確認されています。

そこで知事にうかがいます。差額ベッド料に関する厚生労働省の明確な新見解が出されたにもかかわらず、「自分が希望しないのに差額ベッド料を請求された、支払わされてしまった」という相談が後を絶たない状況についてどう考えているか、うかがいます。そして患者が希望していないのに差額ベッド料の支払いを強いられる状況をなくしていくために、県としてさらなる積極的な取り組みを求めたいのですが、見解をうかがいます。

以上です。

黒岩知事：次に、差額ベッド料についてです。今年3月の国の通知により差額ベッド代を求めてはならない事例として、差額ベッド以外の病床が満床のため差額ベッドに入院させた場合、これが明記されました。これを受け、県では速やかに保健医療機関に説明を行うとともに、県のHPにその内容を掲載いたしました。県の医療安全相談センターに寄せられた差額ベッドに関する今年度の相談は4月に2件、5月に2件ありましたが、その後はありませんので周知も徐々に浸透してきているものと考えております。差額ベッド代は保健医療

機関が厚生省の定める要件を満たす病床について徴収するものであり、不適切な運用を行っている保健医療機関への対応は指定・取り消しの権限を持つ国が行っております。県としては、県民の皆様には制度を正しく理解していただけるよう引き続き周知を図るとともに、ご相談があった場合には丁寧に助言を行ってまいります。

私からの答弁は以上です。

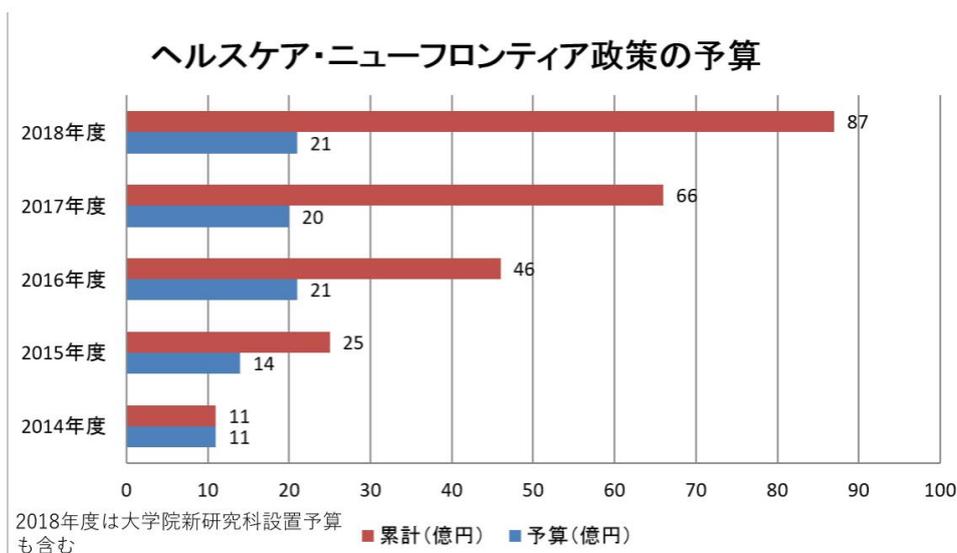
【3】「ヘルスケア・ニューフロンティア政策」に税金を財源として

一地方自治体が取り組む妥当性

藤井議員：第三の質問は、「ヘルスケア・ニューフロンティア政策」に税金を財源として一地方自治体が取り組む妥当性についてです。

知事は、「ヘルスケア・ニューフロンティア政策」を重点政策として掲げ、『未病の改善』と『最先端医療・最新技術の追求』という2つのアプローチを融合することにより、健康寿命日本一と新たな市場・産業の創出を目指す、として様々な事業を展開しています。

【資料10 揭示】



2014年度にこの事業を本格的に取り組み始めて、2018年度までに、5年間で約87億円の事業費が投入されています。このほか人件費が、わかっているだけでも、2016年度と2017年度の2年間で約10億円かかっています。

事業の内容から見ても、まさに歯止めなく膨張している印象を受けます。

「人材育成」ということで、国際的医療人材の担当職を置いたりしてきましたが、ついに、「社会システムの革新に向けて、必要となる技術を開発し、担い手となる人材を育成するため」として、県立保健福祉大学に『ヘルスイノベーションスクール』という、大学院研究科までつくることになってしまいました。2017年度に約8000万円、2018年度には5億5000万円がそのために予算措置されました。「ここまでやるのか!」と驚くばかりです。

【資料 11 掲示】

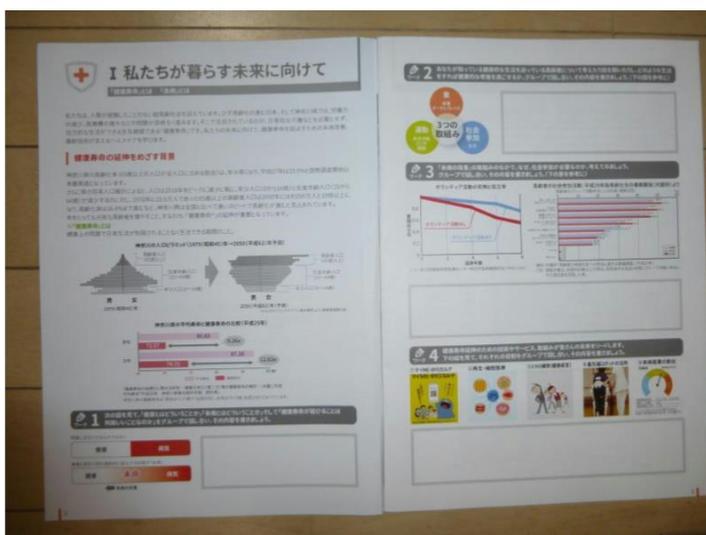
2016年度に県内全ての小学校5年生に配布した『子どもの未病対策 かなかなかぞく かなかな練習帳』



さらに、学校教育の分野にも入り込み始めています。県は、「ライフステージに応じた未病対策」と称して、2016年度に県内全ての小学校5年生に『子どもの未病対策 かなかなかぞく かなかな練習帳』を配布しました。

【資料 12 掲示】

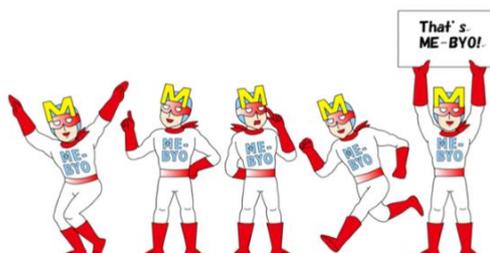
『健康・未病学習教材（高校生用副教材）－試作版－』



そして2017年度には県立高校の教員に『健康・未病学習教材（高校生用副教材）－試作版－』を作成・配布して、2018年度に授業で活用してもらい、2018年度末に確定版を発行・配布するとしています。子どもたちに“未病”の概念を押しつけて良いのか？！そのために学校教育に入り込んで良いのか？多忙化の解消が課題とされている教育現場に余計な負担をかけることにならないのでしょうか。

そもそも、“未病”という、医師のなかにも異論があるような特殊な概念をあえて使い、普及しようとするのは、余分な経費と労力を費やすだけではないでしょうか。

【資料 13 掲示】



神奈川県ホームページから転載

「健康と病気を連続的に捉える」とか、「健康→未病→病気」をグラデーションの図で表したり、未病キャラクターを使った宣伝などしなくても、健康維持、健康増進、保健予防、介護予防などこれまで一般に使われてきた言葉で、「病気にならないよう、日頃から取り組もう」などの言い方で、健康長寿への県民の取り組みを促すことは十分にできるし、またその方が単純明快でわかりやすいと考えます。現場の職員からは、「余計な仕事が増えた」「“未病を治す”の『のぼり』を“未病の改善”の『のぼり』に変えるのもわずらわしかった」との職員の声も届いています。また市町村からも「わかりにくい」など戸惑いの声が聞こえてきます。

『最先端医療・最新技術の追求』については、そうした研究を公的に支えることを否定するものではありません。国や研究機関、厚生労働省の外郭団体に取り組むというなら理解できます。しかし、その成果は神奈川県民に限らずに広く全国民に及ぶという点からも、一地方自治体の行政が取り組むべき課題としては必要性や優先性が高いとは思えません。

「新たな市場・産業の創出を目指す」ことについても、それが最先端医療であれ未病産業であれ、自治体行政の“身の丈”を超えていると思います。

「国際展開」も政策の柱に掲げ、海外の大学などと連携・協力に関する覚書（MOU）を締結したことや、覚書締結先と連携した国際シンポジウム、セミナーなどを開催したことを取り組みの成果として挙げていますが、県民の願いからかなりかけ離れた印象を受けます。

健康寿命の延伸、健康長寿を目指すことを否定する人はいないと思います。しかし、そのために行政が何よりもおこなうべきは、格差を生まないように、公共責任を果たすことであると考えます。たとえば子どもの貧困、治療していない歯が10本以上もあるなど、噛むことが困難な口腔崩壊をおこしている子どもたち、「心身の発達に必要な生活習慣や食事の提供がされていない」子どもたちへの対応、などです。

未病サミット神奈川宣言

神奈川県は世界でも例を見ない程のスピードで進む超高齢社会に直面しており、私たちは、これまでの社会システムでは立ち行かないという共通の危機感を有している。

この大きな課題を乗り越えるために、私たちはここ神奈川・箱根の地で、健康と病気の間で連続的に変化する状態である未病を基軸に、新たなヘルスケア・社会システムのあり方について議論を行い、次の取組みを推進し、世界に向けて発信することで一致した。

○病気になって初めて行動を起こすのではなく、将来の自己のために、日常生活の中で自分の未病状態をチェックし、心身の状態の改善・維持に主体的に取り組むという行動変革を起こす。

○こうした個人の行動変革を、学術・医療・産業・行政など多様な分野の主体が積極的に支えるとともに、これらを担う人材育成を行う。また、新たなヘルスケア・社会システムを実現する様々な先進技術の追求や未病の科学的なエビデンスの確立により、この動きを加速させる。

○そして、**個人の未病状態の改善・維持に取り組むための行動の選択権と決定権は、受益者であり負担者でもある自己に帰属するという考えを基本**とした、持続性ある新たな社会システムの形成を目指す。

我々は、未病を基軸としたこれらの取組みこそが、超高齢社会という人類共通の課題を乗り越えるモデルであることを、世界に向けて、ここに宣言する。

2015年10月23日

池田康夫 黒岩祐治 塩澤修平 竹内正弘 辻野晃一郎 中村丁次 松本洋一郎

それに対して『ヘルスケア・ニューフロンティア政策』は、「個人の未病状態の改善・維持に取り組むための行動の選択権と決定権は、受益者であり負担者でもある自己に帰属するという考えを基本」とするとしています。自己責任を強調し、未病産業をおこして「未病改善のための商品やサービスの利用拡大」を目指すということでは、経済力によって健康格差が生じてしまいます。企業が取り組むならともかく、税金を財源とする自治体行政が一義的に取り組むことではないと考えます。

そこで知事にうかがいます。『ヘルスケア・ニューフロンティア政策』は、一地方自治体に取り組むものとしては、“身の丈”を超えたものであり、必要性や優先性という点では著しく低いのではないかと、また県民の健康維持・増進に関して自己責任を強調し、お金のかかる商品やサービスの利用拡大を目指すというのは、税金を財源として健康格差の解消に取り組むべき行政の力の入れどころとしては違うのではないかと考えますが、見解をうかがいます。

以上です。

黒岩知事:ヘルスケア・ニューフロンティア政策についてお尋ねがありました。超高齢社会が進展し、人生 100 歳時代が現実のものとなる中で、本県は全国屈指のスピードで高齢化が進む加齢先進県となっております。また本県には技術力のある企業や人材が多く集積し 3 つの特区が活用できるなど研究開発を行う全国トップクラスの環境が整っております。こうした条件を備えた神奈川において超高齢社会を乗り越えるモデルを示していくヘルスケア・ニューフロンティア政策は、必要性・優先性共に非常に高く神奈川にふさわしい政策であると認識しております。また持続可能な社会を維持していくうえで、従来の健康と病気かという二分論ではなく健康と病気を連続的に捉え個人の主体的な行動変容を促す、未病コ

ンセプトが重要となります。ヘルスケア・ニューフロンティア政策は未病コンセプトに基づき、県民の主体的な気付きによる行動変容を促し、そのための新たな産業を創出するものです。結果として県民の皆様の生活の質を高めると同時に、社会的なコストを抑え経済のエンジンを回すものでもあり、まさに行政の力の入れどころとして最も適切な取り組みであると考えております。答弁は以上です。

《要望》

藤井議員：予想通り、答弁は完全なすれ違いでありました。知事は今のご答弁の中でも未病コンセプトの重要性ということを言われました。このことは私どもこれまでも質問で取り上げてきたわけですが、その際に知事はしばしば答弁で「国においても、昨年2月に閣議決定された健康医療戦略に新たに未病の考え方の重要性を明記するなど、同じ方向を目指してい」というふうにお答えになっております。国も一緒なんだと言っておられます。

しかし、その4ヶ月後の2017年6月に国は「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」というものを閣議決定し、その中で「健康寿命の延伸」を掲げています。この中で「健康管理と病気・介護予防、自立支援に軸足を置いた、「新しい健康・医療・介護システム」を構築することにより、健康寿命を更に延伸し、世界に先駆けて生涯現役社会を実現させる。」と書いています。この内容の是非はともかくとしまして、この国がですね、「未病」という概念を自分の戦略方針には使わないで、「健康管理と病気・介護予防」という普通の言葉を使って「健康寿命の延伸」に取り組むとしています。これが普通だと思います。改めて“未病”概念にこだわって予算や人材、労力を費やすことはやめるべきだということをお願いしたいと思います。そしてあの答弁で神奈川が超高齢化社会を乗り越えていくモデルを作るんだと言われました。このヘルスケア・ニューフロンティア政策においては、以前から「少子高齢化が進展し現行の社会システムを継続させることは困難になっている」「超高齢社会を乗り越えていくために」「持続可能な新しい社会システムを創造していく」という風に説明されてきたわけですが、それでも、「次世代社会システム」とか「次世代ヘルスケア社会システム」という用語も使われるようになってきています。「社会システム」と言うのでどういうものかと思いましたが、県が出した方針書によるとこれまでの取り組みの成果として挙げられているのが、『健康行動にインセンティブを与える保険商品などの広がり』であったりします。保険商品が「新しい社会システム」の一例とは驚きでした。

県の『ヘルスケア・ニューフロンティア政策』関係部門の一部の人たちだけで「次世代社会システム」というようなものを勝手に作り上げて、県民に押し付けていく、そのことがはらんでいる問題の大きさ、恐ろしさを感じております。

自治体行政らしからぬことが知事の肝いりで行われています。

そういうことはやめて、その分の予算と人材を、他の喫緊の施策に回すべきだと重ねて意見を申し上げまして質問を終わります。